

仙台市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定し、交付する。

令和八年三月三十日

仙台市教育委員会

教育長 天 野 元

仙台市教育委員会規則第三号

仙台市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

仙台市教育委員会公印規則（昭和三十七年仙台市教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

現 行						改正後					
別表（第二条関係）						別表（第二条関係）					
名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	管守者	用途	名称	書体	形状	寸法 (ミリメートル)	管守者	用途
仙台市教育委員会印	れい書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">           仙台市 教 育 委 員 会             ○○総合 支所専用         </div>	方 三 ○	青葉区役 所宮城総 合支所税 務住民課 長 太白区役 所秋保総 合支所総 務課長	就学通知 用	仙台市教育委員会印	れい書	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: auto;">           仙台市 教 育 委 員 会             ○○総合 支所専用         </div>	方 三 ○	青葉区役 所宮城総 合支所区 民部税務 住民課長 太白区役 所秋保総 合支所総 務課長	就学通知 用
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(教育局総務企画部総務課)